

第7回 グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会 議事要旨

グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会事務局

日 時：平成26年3月19日（水）10：00－11：30

場 所：経済産業省別館3階 別館312各省庁共用会議室

出席委員：山地委員長、亀山委員、村井委員

1. 委員の確認

事務局から欠席委員について報告。

2. 前回の議事録について

事務局から資料1に基づき説明。前回議事録の内容について、異議なく承認。

3. 平成25年度グリーンエネルギーCO2削減計画の認定について

事務局から資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-4添付資料1、2-4添付資料2に基づき、認定申請について説明。異議なく承認（委員会への出席が困難であった秋澤委員および鈴木委員は書面回答にて承認）。

4. カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度への活用について

事務局から資料3に基づき説明。以下、制度について、各委員からの発言及び質疑。

（山地委員長）

問題となるのはダブルカウント、あるいは温対法以外の使い方であり、本委員会で検討する必要がある。運営規則にも包含され得、かつダブルカウントチェックも可能と思われることから、制度的にはグリーンエネルギーCO2削減相当量でオフセットすることは可能と解答して良いかという投げかけである。

まず資料3のp4上部2つ目のチェックマーク（念のため、「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度」での活用を確認した場合には事業者に追加的にヒアリング等の確認を行うことで、制度の信頼性を担保する予定である）については、誰が担保する予定なのか。

（事務局）

制度側事務局である。「その他」の用途で提出された場合に、事業者に対し、別の制度で使用していないかの確認のため、書面確認もしくはヒアリングを実施する予定である。計画認定の確認の場合と同様。

（亀山委員）

ダブルカウントを防止するのが重要と認識しているが、p4に記載されているルールのみで回避できるのか、つまり書面上の誓約だけで十分か。書面のみでなく、インターネット上に登録簿のようなものを置き、関係者が全てそこにアクセスできるような体制構築は考えていないのか。

(事務局)

グリーン電力証書まで遡れば、証書がどのように使用されたかデータベースとして確認できるが、当制度で担保したことにはならないため、現状は書面对応を考えているが、ご意見を踏まえ検討したい。

(山地委員長)

削減相当量認証制度内では確認できるが、カーボンフットプリント（以下 CFP とする）のオフセット等、他のクレジット類を全て監視する機関はないと思われる。

(亀山委員)

現時点ではそうした機関はないが、利用者が増加して、複数の制度間での取引に近いことが行われるようになると、いずれかの段階で統一した管理システムが必要になる。

(山地委員長)

現在は申請件数が少ないので問題ないが、将来を見据えると現状のままでは難しい。

(村井委員)

p3「グリーンエネルギーCO2削減相当量」について、「削減量」＝「数量」という認識で良いか。

(事務局)

イコールである。

(村井委員)

その場合、「【論点】制度内の重複利用の防止策の必要性について」は、温対法と CFP を活用したカーボン・オフセット制度の双方にまたがることをダブルカウントと言っているのか。

(事務局)

償却の際に、一度温対法で利用したものを再度 CFP を活用したカーボン・オフセット制度で利用することは回避しなくてはならないということを意図している。

(山地委員長)

論点を整理すると、第一の論点は、グリーンエネルギーを、CO2削減相当量と J-クレジットや他の再エネクレジットとの二重使用の防止策をどうするかということ（p3 図の縦ライン）。

第二の論点は、グリーンエネルギーCO2削減相当量を、温対法と CFP オフセット制度との二重使用の防止策をどうするかということ。但し、個々の制度でを使用すること自体は問題ないということだと理解している（p3 図の横ライン）。

その上で、現在縦ラインは対応できているが横ラインが可能か、という問題がある。p4

の方法で可能と思われると述べているが、亀井委員より「数が多い場合に本当に機能するか」というご指摘もあった

(オブザーバー：グリーンエネルギー認証センター)

縦ラインの管理について、グリーン電力証書ではそれぞれの環境価値にシリアル番号を発行し、四半期に一度所有者報告という形で環境価値の移転状況の報告を受け、纏めたものをホームページ等で公開することとしている。その際悪意あるダブルカウントの防止のため誓約書を提出頂いている。また、証書発行事業者が複数に対し同じ環境価値を販売する可能性については、シリアル番号管理をもって把握している。その管理方法を踏襲するのであれば、当制度もシリアル番号を利用することなので、事務局間で連携すれば二重使用の確認が煩雑になるとは考えにくい。制度間の関係者がオブザーバーとして相互に委員会に出席しあう等してダブルカウントは回避できるだろうというのがどの制度でもとられているスタンスではないか。

(三好室長補佐)

環境省にて J-クレジット制度やカーボンオフセットを担当しており、(J-クレジット制度や環境省でいうカーボンオフセットで) 償却したものが二重使用されていないかという点については、クレジット制度事務局が償却目的が記載された無効化証明書を事業者に発行し、それをカーボンオフセット制度等に提出して頂くことで、エビデンス確認ができる仕組みになっている。本制度においても、例えば償却目的が記載された証明書等を事務局で発行し、CFP オフセット制度に提出すると共に、CFP 制度事務局がシリアル番号について二重使用されていないことを確認できる仕組みにしたらどうか。

また、村井委員ご指摘の横ラインについては、環境省のカーボンオフセット制度においても、用いた削減量を温対法の報告に使用することを妨げていない。カーボンオフセットは企業のボランタリーな活動であり、CSR として PR し、知ってもらうものである。「努力して削減した」という性質のものなので、カーボンオフセット制度の報告と温対法の報告は別のものとして、それぞれに行っても問題ないのではと考える。温対法のガイドラインにも、カーボンオフセットとの二重使用ができないとは特に記述していない。

但し、問題になるのは削減量の帰属先を企業なのか、活用したユーザーなのかという点がある。CFP では製造～廃棄の部分も含めた場合、厳密にバウンダリを分けるのが困難なため、事務局が提案したような内容を加味すると、カーボン・オフセットと温対法の重複利用を厳密に回避するというのは、制度の信頼性担保という面ではありえるのではと考える。

(山地委員長)

LCA のアカウンティングの場合はダブルカウントが避けにくいですが、この点について意見はないか。

(オブザーバー：埼玉県)

埼玉・東京の再エネクレジットについて説明したい。「再エネクレジット」といっても、

2種類の認定方法がある。まず、グリーンエネルギーCO2削減相当量やJ-クレジットと同様に、設備自体を認定してその発電分をクレジットにするもの。次に、グリーン電力証書を購入頂き、購入したグリーン電力証書をクレジットに再度換算し直すもの。

前者の場合については、他制度と同様に、重複使用を避けるため誓約書を確認し担保する。2. の場合については、証書購入時・無効化の段階で、具体的に「東京都・埼玉県制度の排出権取引に使用する」との内容で無効化してもらうことにより重複利用を回避する。環境省の話にもあったように、特に大規模事業所の場合、CSR 目的で使用しつつ排出権取引の充当にも使用したいとの確認を受けることがあるが、東京都・埼玉県で確認した結果、環境省の考え方と同様に、CSR の事業所の範囲が東京都・埼玉県制度の事業所の範囲と一致する場合は、必ずしも重複利用とは捉えないと考えている

(山地委員長)

CSR に関してはダブルカウントを許しているということと理解した。国ないし地方自治体が制度化しているものと、企業が自主的に行うものがあるが、まず国の制度内のダブルカウントは回避が必須である。また、国と地方自治体の制度間のダブルカウントも、回避したい。但し企業が自主的に行っている CSR や CFP については、厳密に行うかどうかという問題がある。

(岸室長補佐)

自社の排出の温対法報告とオフセットについては同じものとして考えることができるのではと考えられる一方、カーボンフットプリントのバウンダリーが温対法のバウンダリーと完全に一致するののかという点が確定できないのであれば、その重複利用は避けるべきではないかと考え、p4の通り、バウンダリーが異なるものについては償却の目的によって分けて考えるとしている。

バウンダリーが異なるものに対してまでも（温対法報告とオフセットで）重複利用を認めるかという、認めないという方向にしても制度的に対応できるのではないか。

(山地委員長)

厳しめな対応ということ。

(オブザーバー：グリーンエネルギー認証センター)

基本的にはカーボンオフセットでそれぞれのフットプリントに充当するというので検証があり、多段階のハードルがあることから、あまり懸念されるポイントではないのでは。

(福田係長)

CFP オフセット制度を担当している。当制度の事務局でも、どういったクレジットでどういったオフセットがされたかという点は確認し、ダブルカウントの防止は行っている。ホームページでも適宜情報公開を行っている。

(山地委員長)

カーボンオフセットを自社製品に削減相当量を購入して使用した場合、温対法上の算定・公表制度には使用できないというのが原案であるが、自社の場合であっても使用でき

ない、というのが気の毒な印象を受ける。

(福田係長)

温対法との関係については、十分に整理ができていなかったことから、保守的に、温対法報告に用いるものはオフセットには使用しないという整理をしてきた。一方、事業者から「使用可能にすべきでは」という声もあったため、更に検討する必要性を感じていたところであり、先ほどの埼玉県や環境省からの話も踏まえ線引きを検討したい。

(山地委員長)

環境省としては、自主的な取り組みのダブルカウントを許すということか。

(三好室長補佐)

バウンダリーと帰属先の問題だけではと考えている。

(山地委員長)

この委員会だけで判断がつかないため調整が必要。

(三好室長補佐)

環境省が進めているものの場合、企業の事業活動やイベントなど商品のバウンダリーが判明しているものであれば、クレジットの帰属先が企業のため、温対法での活用が問題ないことがクリアになってくるのでは。

(山地委員長)

J-クレジットでカーボンオフセットした場合には、J-クレジットは温対法にも使用できるのか。

(三好室長補佐)

使用可能な仕組みにしている。

(岸室長補佐)

エンティティで企業の同じ排出をオフセットしているため、報告する制度が違うのみであるという整理かと思う。保守的に考えれば、必ずしもエンティティの排出のみならず違うものまでオフセットしているという可能性があるのであれば、そこは重複利用できないというのが我々の当初の発想であった。そこも含め全て自主的な取り組みなのでよいのでは、ということであればそれも検討しなくてはいけない。環境省が行っているオフセットはバウンダリーが同じなのでどこに報告しても同じである、という点が今回のケースとは若干異なるのでは、というのが事務局の認識である。

(福田係長)

CFPは消費者の使用や廃棄の段階も含まれているが、CFPを出す段階で各ステージに分け数値が出ているため、保守的に自社内のバウンダリーしか認めるべきでないということであれば、そこは切り分け、自社の削減分とユーザー移転分を切り分けることも可能なため、環境省と同じ考え方で温対法にも使用しつつ、消費者に移転した分を切り分けて考えることも可能。

(山地委員長)

今回、理解は深まったが、委員が揃っていない。回答は急ぐ必要があるのか。

(福田係長)

希望としては4/1の新年度の事業スタートまでに規定を整えたいが、即座に現実的な支障があるというわけではないのでその後でも可。

(山地委員長)

使用自体は構わないが重複利用を許すか否かという話。

(岸室長補佐)

そうだと考える。その点については、削減量をCFP制度に使用可能とした上で、どのような使い方にするのか。こちらの登録簿でも目的別に償却可能ということにしているが、その運用方法を制度間ですり合わせることは可能かと思う。

(山地委員長)

使用は認めるが、用途をp4の図の「その他」を選択した場合、その内容」欄にきちんと記載すること。しかしそれを温対法に使用することの是非は継続審議とするのはどうか。

(亀山委員)

複雑になっているので、事業者が悪意なく間違いダブルカウントになってしまう状況を防ぐよう、ルールはシンプルかつ確実に補足できるシステムを目指してもらいたい。

(山地委員長)

継続審議中に事例が出てくる可能性はあるか。

(福田係長)

早ければ夏までに案件が出てくる可能性もあると考えている。

(山地委員長)

事例が出れば委員会を開催するという事にさせて頂きたい。

(三好室長補佐)

カーボンオフセットに使用した削減量を温対法で報告するという場合、翌年度の報告になる。26年度にCFPを使用したカーボンオフセット商品をメーカーが製造・販売した場合は27年度の報告になるので、26年度をかけて精査し、各地で制度説明会を実施する際にメーカーに伝達する時間はまだあるのでは。

(山地委員長)

本日の議論で、複雑ではあるが事情がクリアになった。使用は良いが、CFP オフセットで使用したものを温対法報告にも使用できるとするかは継続審議ということで終了とした。

5. 挨拶

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長から挨拶。以下、発言。

(村上課長)

最後の論点については伝統的な問題であり、個別案件が出てきたところでバリデーショ
ンの質も改めて確認しつつ検証することが必要と考える。ダブルカウントについては、ク
レジット発行にあたり追跡可能な仕組みを整える必要があるが、走りながら検討を続ける
ということになるが、引き続きご指導をよろしくお願ひしたい。

6. 今後のスケジュールについて

事務局から資料4に基づいて説明。スケジュールについては異議なく承認。

以上